

【お客様へ】

個人番号・法人番号の提示のお願い

平成 28 年 1 月から、マイナンバー制度が開始します！

平成 28 年 1 月より社会保障・税番号制度（マイナンバー制度）が開始します。マイナンバー制度開始により、一人ひとりに異なる個人番号（12 桁）が与えられ、社会保障・税・災害対策に活用されます。また、法人には法人番号（13 桁）が与えられます。

平成 27 年 10 月から、個人番号・法人番号が届きます！

個人番号は、平成 27 年 10 月以降、各市町村からお客様宛てに通知されます。個人番号は、「通知カード」に記載されて届きます。個人番号は、税務関係の手続き等で必要となる大事なものです。「通知カード」は、届きましたら、誤って捨てずに厳重に保管してください。

法人番号は、平成 27 年 10 月以降、国税庁長官から書面により通知されます。

当金庫からのお願い

注 目

マイナンバー制度の開始にあたって、一定の取引等を行う場合は、税務上、金融機関等への個人番号・法人番号の告知が必要となることがあります。

当金庫においても、お客様との取引にあたって、個人番号・法人番号を提示していただく場合がございます。また、個人番号を提示していただく際には、本人確認書類（※）の提示などの手続きが必要となります。ご協力のほどよろしくお願いいたします。

なお、個人番号は、法令で定められた手続き以外に使用することはありません。

（※）本人確認書類の例

- ① 個人番号カードをお持ちのお客様 ⇒ 個人番号カード
- ② 個人番号カードをお持ちでないお客様 ⇒ 通知カード（又は個人番号が記載された住民票の写し）＋運転免許証等

<問い合わせ先>

鳥取信用金庫 業務推進部 お客様相談窓口（谷口または猪口）

電話番号（フリーダイヤル）0120-260-262 F A X 番号 0857-23-7758

詳しくは以下のサイトをご参照ください。

政府広報オンライン 特集：社会保障・税番号制度<マイナンバー>

<http://www.gov-online.go.jp/tokusyu/mynumber/>



マイナンバー制度を悪用した詐欺行為にご注意ください！不審な電話がありましたら、当金庫または警察にご連絡ください。

（平成 27 年 11 月 2 日）